

令和7年第2回東広島市議会定例会

議

案

令和7年6月

目

次

承認案第 6 5 号	専決処分の承認について……………	1
承認案第 6 6 号	専決処分の承認について……………	6
同意案第 6 7 号	東広島市名誉市民の選定の同意について……………	1 0
同意案第 6 8 号	東広島市名誉市民の選定の同意について……………	1 2
同意案第 6 9 号	教育委員会委員の任命の同意について……………	1 4
同意案第 7 0 号	固定資産評価員の選任の同意について……………	1 6
議案第 7 1 号	財産の取得について……………	1 8
議案第 7 2 号	財産の取得について……………	2 0
議案第 7 3 号	裁判外の和解について……………	2 2
議案第 7 4 号	二級河川の指定の変更に関する意見について……………	2 4
議案第 7 5 号	請負契約の締結について……………	2 6
議案第 7 6 号	請負契約の締結について……………	2 9
議案第 7 7 号	委託契約の変更について……………	3 1
議案第 7 8 号	東広島市人と動物との共生に関する条例の制定 について……………	3 3

議案第79号	東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について……………	38
議案第80号	東広島市税条例の一部改正について……………	46
議案第81号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について……………	52
議案第82号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	54
議案第83号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	56
議案第84号	東広島市都市公園条例の一部改正について……………	59

承認案第 6 5 号

専決処分の承認について

東広島市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、東広島市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。一略一

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

東広島市税条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和7年3月31日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市税条例の一部を改正する条例

東広島市税条例（昭和４９年東広島市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第８２条第１号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２,０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の右に「（第８２条第１号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の３中第１３項を第１５項とし、第１２項を第１４項とし、第１１項の次に次の２項を加える。

１２ 法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類を添付して市長に

提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、
３月以内に提出することができなかつた理由

13 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１０条の４を削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 改正後の東広島市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条 新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認案第 66 号

専決処分の承認について

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、東広島市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。一略一

③ 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和7年3月31日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例

東広島市都市計画税条例（昭和５９年東広島市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

附則第２項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１２項中「、第１５項」を削り、「、第３４項若しくは第４５項」を「から第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の東広島市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

同意案第 6 7 号

東広島市名誉市民の選定の同意について

東広島市名誉市民に次の者を選定することについて、東広島市名誉市民条例（昭和 5 6 年東広島市条例第 6 3 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 広島市

氏 名 原 田 康 夫

(提案理由)

東広島市名誉市民を選定することについて、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市名誉市民条例

第3条 名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定する。

同意案第 6 8 号

東広島市名誉市民の選定の同意について

東広島市名誉市民に次の者を選定することについて、東広島市名誉市民条例（昭和 5 6 年東広島市条例第 6 3 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 山 内 吉 治

(提案理由)

東広島市名誉市民を選定することについて、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市名誉市民条例

第3条 名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定する。

同意案第 6 9 号

教育委員会委員の任命の同意について

東広島市教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 正 司 強

(提案理由)

東広島市教育委員会委員渡部和彦氏の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（一略）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 7 0 号

固定資産評価員の選任の同意について

東広島市固定資産評価員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 三原市

氏 名 多 賀 弘 行

(提案理由)

東広島市固定資産評価員前延国治氏が令和7年6月30日をもって退任するため、その後任の評価員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第404条

- 2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

議案第 7 1 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 高規格救急自動車
- (3) 数量 2 台

2 取得価格

6, 9 5 2 万円

3 相手方

広島市西区三篠町三丁目 1 4 番 1 7 号

広島日産自動車株式会社

代表取締役 前 卓 志

(提案理由)

東広島消防署北分署及び大崎上島消防署に配備する高規格救急自動車を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（－略－）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 7 2 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 消防ポンプ自動車
- (3) 数量 1 台

2 取得価格

3, 8 2 8 万円

3 相手方

東広島市安芸津町風早 3 1 3 3 番地の 2

中下モータース有限公司

代表取締役 中 下 智 洋

(提案理由)

東広島消防署東分署に配備する消防ポンプ自動車を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 73 号

裁判外の和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり裁判外の和解に応じることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 相手方

東京都中央区築地五丁目 4 番 18 号

扶桑電通株式会社

代表取締役社長 有 富 英 治

2 和解条項

- (1) 扶桑電通株式会社は、東広島市に対し、本件の解決金として 687 万円の支払義務があることを認める。
- (2) 扶桑電通株式会社は、東広島市に対し、前記(1)金員の全額を令和 7 年 7 月 31 日までに、東広島市指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、扶桑電通株式会社の負担とする。
- (3) 東広島市及び扶桑電通株式会社は、本件に関し、東広島市と扶桑電通株式会社との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(提案理由)

消防救急無線デジタル化整備事業消防救急無線デジタル化工事（活動波）等に関し、消防救急無線の機器製造業者の談合により本市に生じた損害の補償について、実情に即した迅速な解決を図るため、扶桑電通株式会社と裁判外の和解に応じることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略）、和解（一略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

議案第 7 4 号

二級河川の指定の変更に関する意見について

河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 5 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により、広島県知事から意見を求められたので、次のとおり意見を述べるについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

次のとおり二級河川の指定を変更することについて、異議はない。

区分	河川名	区 間	
		上 流 端	下流端
旧	竹保川	左岸 東広島市黒瀬町大字国近字夫婦岩 1 1 4 8 番地先 右岸 同市同町同大字同字 1 1 4 7 番地先	黒瀬川への合流点
新	竹保川	左岸 東広島市黒瀬町国近字尾崎 1 1 8 8 番 1 地先 右岸 同市同町国近同字 1 1 8 4 番 1 地先	黒瀬川への合流点
旧	檜山川	左岸 東広島市西条町大字郷曾字大林 1 5 3 3 番地先 右岸 同市同町同大字同字 1 5 2 2 番地先	小田山川への合流点
新	檜山川	左岸 東広島市西条町郷曾 1 5 5 9 番 1 地先 右岸 同市同町郷曾 1 5 2 4 番 1 地先	小田山川への合流点
旧	戸坂川	左岸 東広島市八本松町大字吉川字戸坂 2 8 8 3 番地先 右岸 同市同町同大字同字 2 8 4 1 番地先	古河川への合流点
新	戸坂川	左岸 東広島市八本松町吉川 2 8 9 2 番 2 地先 右岸 同市同町吉川 2 8 5 4 番 1 地先	古河川への合流点

(提案理由)

二級河川の指定を変更することについて、広島県知事から意見を求められたため、この議案を提出するものである。

(根拠法令)

河川法

第5条 この法律において「二級河川」とは、前条第1項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

4 都道府県知事は、第1項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

5 前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

6 二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第1項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

議案第 75 号

請負契約の締結について

令和 7 年度プロジェクト推進事業大屋根広場設計施工一括工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 7 年度プロジェクト推進事業大屋根広場設計施工一括工事

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

9 億 3,797 万円

4 契約の相手方

大和リースグループ

大和リース・シンクコンストラクション特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市西区楠木町 3-1-40

（代表企業） 大和リース株式会社広島支店

支店長 板 倉 清

構 成 員 東広島市西条土与丸一丁目 5 番 55 号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

R I A・復建調査設計設計共同体

代表構成員 広島市南区松原町 5-1

株式会社アール・アイ・エー広島支社

支社長 滝 田 憲 作

構 成 員 東広島市志和町志和東10895番地340

復建調査設計株式会社東広島営業所

所長 天 野 力

(提案理由)

令和7年度プロジェクト推進事業大屋根広場設計施工一括工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 76 号

請負契約の締結について

令和 7 年度生涯学習施設管理運営事業黒瀬生涯学習センター長寿命化改修工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 7 年度生涯学習施設管理運営事業黒瀬生涯学習センター長寿命化改修工事（建築）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

6 億 5 4 万 5, 0 0 0 円

4 契約の相手方

平原建設・シンクコンストラクション特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸四丁目 2 番 4 8 号

平原建設株式会社

代表取締役 大 武 麻吏那

構 成 員 東広島市西条土与丸一丁目 5 番 5 5 号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

（提案理由）

令和7年度生涯学習施設管理運営事業黒瀬生涯学習センター長寿命化改修工事（建築）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

（根拠条例）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 77 号

委託契約の変更について

令和 5 年 9 月 14 日議決第 160 号により議決を経た（仮称）八本松スマートインターチェンジ工事等委託に関する細目協定を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 2 億 4,545 万 3,910 円」を「3 契約金額 3 億 6,503 万 3,331 円」に改める。

(提案理由)

(仮称) 八本松スマートインターチェンジ工事等委託に関する細目協定について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、委託契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 78 号

東広島市人と動物との共生に関する条例の制定について

東広島市人と動物との共生に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市人と動物との共生に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び広島県動物愛護管理条例（昭和 55 年広島県条例第 2 号。第 8 条第 1 項において「県条例」という。）を踏まえ、本市における動物の愛護及び適正な取扱いに関し基本理念を定め、市、市民等及び飼い主の責務等を明らかにするとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び生活環境の保全上の支障を防止することにより、人及び動物に優しいまちづくりを推進し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第 25 条の 2 に規定する特定動物以外の動物であつて、愛玩すること又は家族の一員として共に生活することを目的として飼養され、又は保管されるものをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (3) 飼い主 動物を所有し、又は占有する者をいう。ただし、法第 12 条第 1 項第 4 号に規定する第一種動物取扱業者及び法第 24 条の 3 第 1 項に規定する第二種動物取扱業者を除く。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会の実現に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 動物が命あるものであることに鑑み、その命を尊重し、適正に取り扱わなければならないという認識の下に行われること。
- (2) 動物の取扱いにおいては、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないようにすることが必要であるという認識の下に行われること。
- (3) 人の安全で快適な暮らしと動物の福祉が共に守られることが必要であるという認識の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、動物の愛護及び適正な取扱いに関する総合的な施策を推進する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、動物の愛護及び適正な取扱いについて、市民等の理解を深めるために必要な教育、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、動物の愛護及び適正な取扱いについて理解を深めるとともに、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、基本理念にのっとり、動物の飼養に先立ち、当該動物の生態、習性、生理等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化等も考慮し、終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。次条第2項において同じ。）をすることができる動物を選ぶよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、基本理念にのっとり、命あるものである動物を適正に飼養し、又は保管する責務を有する。

- 2 飼い主は、基本理念にのっとり、動物の終生飼養が困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第8条 動物の飼い主は、法第7条及び県条例第4条に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて、適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 動物の種類、生態、習性及び生理を考慮し、必要に応じて、適切なしつけを行うこと。
- (3) 動物を適正に飼養し、又は保管することができる環境を整備し、周辺の生活環境の保全に努めること。
- (4) 動物が逸走した場合は、自らの責任において搜索し、及び収容する等適切な措置を講ずること。
- (5) 地震、火災、水害等の災害の発生時における同行避難（飼い主が飼養し、又は保管している動物を同行し、避難所等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の2第1項に規定する避難所等をいう。次号において同じ。）まで避難することをいう。同号において同じ。）に備え、動物の適正な管理のために必要な準備を行うこと。
- (6) 同行避難に際しては、避難所等の遵守事項を遵守するとともに、他の避難住民に配慮すること。

2 犬又は猫の飼い主は、マイクロチップ（法第39条の2第1項に規定するマイクロチップをいう。）、首輪又は名札の装着その他の方法により、当該犬又は当該猫が自己の所有であることを明らかにする措置を講ずるよう努めなければならない。

（犬の飼い主の遵守事項）

第9条 犬の飼い主は、飼養し、又は保管する犬を屋外に連れ出す際は、当該犬のふん尿を処理するための用具を携行し、排泄したふん尿を速やかに回収し、又は処理しなければならない。

（猫の飼い主の遵守事項）

第10条 猫の飼い主は、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺の生活環境を保全するため、当該猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。

（飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項）

第11条 飼い主のいない猫に対し、継続的に給餌を行う者は、当該猫の繁殖を防

止するために必要な措置を講ずるとともに、給餌及びふん尿の適切な処理を行う等周辺の生活環境に配慮した管理を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

動物の愛護及び適正な取扱いに関し基本理念を定め、市、市民等及び飼い主の責務等を明らかにするとともに、人及び動物に優しいまちづくりを推進するために必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第１４条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 79 号

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、周辺地域と太陽光発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、本市の良好な景観の形成、環境の保全及び災害の防止を図り、もって市民の安全と安心及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電事業 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（以下「発電設備」という。）を設置し、又は発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (2) 事業者 太陽光発電事業を実施する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する一団の土地又は水面をいう。この場合において、近接する事業区域で実施される太陽光発電事業が実質的に一体と認められるときは、これらの事業区域を一の事業区域とみなす。
- (4) 関係住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の境界から 300 メートル以内の区域又は当該区域に含まれる自治会等（自治会、町内会その他一定の区域に住所を有する者の地域的な共同

活動を行うために形成された団体をいう。)の区域に居住している者

イ 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地若しくは建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。第5条第1号において同じ。)を所有し、又は当該区域内の道路若しくは河川において、定期的に、ごみその他の廃棄物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持作業を行っている者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における環境の保全上の支障及び災害の防止並びに魅力ある良好な景観の形成に十分配慮するとともに、関係住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。太陽光発電事業を廃止した後においても、同様とする。

(適用範囲)

第5条 この条例は、発電設備の出力の合計(事業者及び当該事業者と実質的に同一と認められる事業者が複数の事業区域に発電設備を設置する場合及び実質的に一体と認められる事業区域に複数の発電設備を設置する場合は、これらの発電設備の出力の合計。第7条第1項第5号及び第13条第2項において「総発電出力」という。)が10キロワット以上の発電設備を設置する太陽光発電事業について適用する。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 発電設備を建築物に設置する場合

(2) 国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人が実施する場合

(抑制区域)

第6条 市長は、特に配慮が必要と認められる次に掲げる区域を、太陽光発電事業の実施を抑制すべき区域(以下この条において「抑制区域」という。)として指定する。

(1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された区域

- (2) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林
- (6) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園のうち、同法第 20 条第 1 項の規定により指定された特別地域
- (7) 広島県立自然公園条例（昭和 34 年広島県条例第 41 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された自然公園のうち、同条例第 11 条第 1 項の規定により指定された特別地域
- (8) 広島県自然環境保全条例（昭和 47 年広島県条例第 63 号）第 22 条第 1 項の規定により指定された緑地環境保全地域
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に配慮が必要と認められるものとして規則で定める区域

2 事業者は、太陽光発電事業に係る事業計画を検討する際、事業区域に抑制区域を含めないよう努めなければならない。

3 事業者は、事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとするときは、次条第 1 項に規定する協議を行う前に当該抑制区域を所管する関係機関と必要な許可、認可その他これらに類する処分（同条第 2 項において「許認可等」という。）について協議を行わなければならない。

（事前の届出及び協議）

第 7 条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を届け出て、市長と協議を行わなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事着手の予定年月日

- (3) 事業区域の位置及び面積
- (4) 事業実施計画
- (5) 総発電出力
- (6) 関係法令の規定による手続に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出を行った事業者（以下「届出事業者」という。）は、同項の規定により届け出た太陽光発電事業（以下「届出事業」という。）の実施に際し関係法令の規定に基づく許認可等を必要とする場合は、速やかに当該許認可等の手続を行わなければならない。

（関係住民等への説明等）

第8条 届出事業者は、前条第1項に規定する協議を開始した後、関係住民等に対して、同項第1号から第5号までに掲げる事項を、戸別訪問その他の方法により説明しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、届出事業者は、関係住民等から要望のあったときは、関係住民等を対象とした説明会を開催しなければならない。
- 3 届出事業者は、第1項の規定による説明又は前項の規定による説明会の開催（次項及び第5項並びに次条第1項において「説明等」という。）に当たっては、あらかじめ、その内容について市長と協議を行わなければならない。
- 4 届出事業者は、説明等により、関係住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 5 届出事業者は、説明等の結果について、市長に報告しなければならない。

（協議終了の通知）

第9条 市長は、届出事業者により第7条第2項に規定する手続及び説明等が適正に行われたと認めるときは、届出事業者に対し、同条第1項に規定する協議が終了した旨を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

- 2 届出事業者は、前項の規定による通知を受けるまでは、発電設備の設置に係る工事に着手してはならない。

（設置の届出）

第10条 届出事業者は、発電設備の設置に係る工事に着手しようとするときは、

その旨を市長に届け出なければならない。

(適正な設置等)

第11条 届出事業者は、規則で定める基準等に従い、発電設備の適正な設置及び管理に努めなければならない。

2 届出事業者は、発電設備の維持管理及び撤去に要する費用を確保しなければならない。

3 届出事業者は、災害等により損壊した発電設備の原状復旧、発電設備の撤去、第三者に対する損害の賠償等に係る費用に充てるため、火災保険、地震保険等への加入に努めなければならない。

(設置完了等の届出)

第12条 届出事業者は、発電設備の設置を完了し、又は中止するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業の変更)

第13条 届出事業者は、第9条第1項の規定による通知を受けた後に届出事業の内容を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 届出事業者は、前項の規定による届出が、第7条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更（同号に掲げる事項の変更にあつては、変更後の総発電出力が50キロワット以上であるものに限る。）に係るものであるときは、市長と協議を行わなければならない。この場合においては、同条から前条までの規定を準用する。

(承継)

第14条 届出事業者が届出事業の全部を譲渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割（当該届出事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該届出事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該届出事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該届出事業の全部を承継した法人は、届出事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、その承継の日から起算して14日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければ

ばならない。

(廃止の届出)

第15条 届出事業者は、届出事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 届出事業者は、届出事業を廃止したときは、速やかに発電設備を解体し、適正に処分しなければならない。

(指導等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、期限を定めて、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第7条第1項(第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして太陽光発電事業を実施したとき。

(2) 第9条第1項(第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受ける前に、又は第10条(第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、発電設備の設置に係る工事に着手したとき。

(3) 前項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

3 事業者は、前項の規定による勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る処理の状況の確認を行うものとする。

(公表)

第17条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電事業の状況、発電設備の状況、第11条第2項の規定による費用の確保の状

況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、事業者の事業所若しくは事務所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発電設備の設置に係る工事に着手した太陽光発電事業については、第7条第1項の規定は適用しない。ただし、同日以後に当該太陽光発電事業に関し同項第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、この限りでない。この場合において、同項中「を実施しよう」とあるのは「の内容を変更しよう」と、同条第2項中「太陽光発電事業」とあるのは「太陽光発電事業（変更に係る部分に限る。）」と、第9条第2項及び第10条中「工事」とあるのは「工事（変更に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

(提案理由)

太陽光発電設備の適正な設置等に関し、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、周辺地域と太陽光発電事業との調和を図るために必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第１４条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 80 号

東広島市税条例の一部改正について

東広島市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市税条例の一部を改正する条例

東広島市税条例（昭和 49 年東広島市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 34 条の 7 第 1 項第 2 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に、「（同条第 3 項の規定により同条第 2 項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の右に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第 76 条中「1 人と」の右に「し、非常勤と」を加え、同条に次の 1 項を加え

る。

- 2 一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、当該固定資産評価員として受けるべき報酬は、支給しない。

附則第10条の2に次の1項を加える。

- 21 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日
 - (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
 - (3) 第34条の7第1項第2号の改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- （市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の東広島市税条例（以下「新条例」という。）第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税に

ついて適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の東広島市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の適用がある場合における新条例第34条の7第1項第2号の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第21項の規定は、令和7年度以後の年度分の固

定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）第９４条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

（２）新条例附則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３ 前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(提案理由)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、個人の市民税に係る所得控除に特定親族特別控除を加え、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置を講じ、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準に特例を設けるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 8 1 号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和 5 5 年東広島市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 高屋堀集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

(提案理由)

高屋堀集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 8 2 号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 5 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更して軽減対象を拡大するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 8 3 号

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 改正について

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 を改正する条例

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 6 年東広島市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

乃美尾新池谷地区	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東広島都市計画乃美尾新池谷地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
----------	---

別表第 2 に次の 1 表を加える。

3 9 乃美尾新池谷地区

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類の製造業（法別表第 2（る）項第 1 号(1)から(10)まで及び(13)から(23)までに掲げる事業を除く。）に係るものに限る。） (2) 研究施設（前号に規定する工場に係るものに限る。） (3) 物流施設（物資の流通の効率化に関する法律第 4 条第 1 号に規定する流通業務の用に供する建築物に限る。）

	る。) (4) 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舍 (5) 前各号の建築物に附属するもの
容積率の最高限度	10分の20とする。
建蔽率の最高限度	10分の6とする。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東広島都市計画乃美尾新池谷地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにその地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるため、この条例案を提出するものである。

（根拠法令）

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）

第６８条の２ 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

議案第 84 号

東広島市都市公園条例の一部改正について

東広島市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市都市公園条例の一部を改正する条例

東広島市都市公園条例（昭和 59 年東広島市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 23 条」を「第 24 条」に、「第 24 条―第 27 条」を「第 25 条―第 28 条」に、「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 3 条第 1 項中「及び第 17 条」を「、第 17 条及び第 18 条」に改める。

第 13 条第 1 項中「使用料」の右に「（公園の管理を指定管理者に行わせる場合（第 16 条第 1 項の規定により利用料金を徴収する場合に限る。）は、同項に規定する利用料金。次条の見出し及び同条第 1 項において同じ。）」を加える。

第 28 条第 1 項第 1 号中「第 26 条」を「第 27 条」に改め、同項第 2 号中「第 26 条」を「第 27 条」に、「同条各号」を「第 5 条各号」に改め、同項第 3 号中「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に、「第 26 条」を「第 27 条」に改め、同条を第 29 条とする。

第 3 章中第 27 条を第 28 条とする。

第 26 条中「第 24 条」を「第 25 条」に改め、同条を第 27 条とし、第 25 条を第 26 条とする。

第 24 条第 6 号中「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改め、同条を第 25 条とする。

第 2 章中第 23 条を第 24 条とし、第 17 条から第 22 条までを 1 条ずつ繰り下

げる。

第16条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「使用料」の右に「又は利用料金」を加え、同条ただし書中「前条」を「第15条又は前条第3項」に改め、同条を第17条とする。

第15条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第16条 指定管理者は、第3条第1項若しくは第3項の規定により行為の許可を受けた者又は第9条第1項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けた者から、別表第3の4の表及び5の表に定める額の範囲内において市長の承認を得た額の利用料金を徴収することができる。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後の都市公園の使用に係る改正後の東広島市都市公園条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定による利用料金の徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

都市公園において利用料金制度を導入することに伴い、その実施に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

都市公園法（昭和31年法律第79号）

第18条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（－略－）で定める。